

平成22年5月20日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19330025
 研究課題名（和文）「EUによる規範、制度の形成力と非EU国の対応の分析」

研究課題名（英文）「Rule and Standard making power of EU
 and responses from the side of non EU member countries」

研究代表者

床谷 文雄 (TOKOTANI FUMIO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：00155524

研究成果の概要（和文）：EU（欧州連合）による経済的、政治的統合の過程が深化し、EU加盟国内の国家法、司法制度の運用に強い影響を及ぼしている。専門家を招聘し、研究会で検討を進めたところ、EU主導による統一的な私法制度の形成に向けた動きが、契約法のみならず、家族法、国際私法においても具体化しつつあることが明らかとなった。EUによる規範形成の効果は、スイス、ノルウェーといった非加盟欧州国へも実質的に及ぶうえ、豪州、ニュージーランドといったアジア・太平洋諸国にも影響し、東アジアでも共通経済圏、共通法形成への胎動がみられる。

研究成果の概要（英文）：Economic and political unification progress in European countries by the European Union(EU) has greatly influenced the national laws and judicial system of EU member states. Reports of and discussions with specialists from EU and Non-EU countries clearly shows that the process of unification of private law at the initiative of the EU is progressing and materializing, not only in contract law but also in family law and international private law. The EU norm unification process is substantially influencing the practice in non-member European states, such as Switzerland and Norway, and also Asia-Pacific countries like Australia and New Zealand. Even in East-Asian countries there is a tendency to have a common economic and common judicial system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2008年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
2009年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
年度			
年度			
総計	10,500,000	3,150,000	13,650,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：EU法

1. 研究開始当初の背景

本研究が企画された2006年当時、通貨(ユーロ)統合の拡大、東欧への地理的拡大などEUによる欧州統合の勢いが増し、政治システムの統合(EU憲法の制定)が視野に入ってきた。他方で、性急な政治統合の流れに対して、加盟国国民の主権、自立を危惧する考えも強まり、いわゆる欧州憲法の採択をめぐる挫折(批准の停滞)の持つ意味が問題となっていた。

そうした中でも、EUの機能は、着実に拡大充実し、欧州のEU非加盟国、アジア・太平洋諸国にもEUとの関係強化、EUに学び地域統合を模索する動きがみられるようになっていた。人口の高齢化、経済のグローバル化、環境保護(開発と環境)、社会・政治不安など、EU諸国の抱える諸課題は、日本を含む非EU国とも共通するものが多く存在する。

こうした中で、EUによる規範、制度の形成がどのように進展していくか、政治、経済、法制度など、多面的にEUへの関心が高まっていた。

2. 研究の目的

本研究は、EU拡大・深化過程での規範形成が、EU新規加盟国への適用にとどまらず、非EU諸国にも実質的な影響を与え、それぞれの国の国家法・制度に具体的な変化をもたらしているであろうことを想定して、EUの規範形成力の持つ意義をさぐり、それが非EU国に現実にどのような影響を及ぼし、どのような対応がなされるかを検討することを目的とした。非EU国からみたEU法の分析を進めるために、欧州の非EU加盟国のみならず、アジア・太平洋におけるEU研究者・EU研究センターとの交流もすすめ、より広い視野からEUの法・経済・政治を研究することを目的としたものである。

3. 研究の方法

本研究では、EUの規範形成にかかわる課題群として、EU法域における人の生活、安全、環境の問題(人口移動に伴う家族法・社会法の域内調整、生命倫理、人権保障、環境政策、国際私法の調整)と、開発援助・通商政策の問題(食品・保健衛生上の政策決定、対途上国政策、経済政策、アジア経済統合への影響)の二つを立てて、それぞれに関連する研究分野の研究分担者(後に連携研究者)をユニットに分け、ユニットごとの研究会と

調査を行い、さらにEU加盟国・非加盟国の専門家を招聘する機会などにおいて、全体でのワークショップを開催した。

欧州のEU専門機関・専門家の訪問、関係会議への参加を通じて、最新の情報に接し、課題について討議し、分析する。また、欧州外(オセアニア地域)のEU研究センターを訪問し、EU関係の専門家に対するヒアリングも行い、内からみたEUと外から見たEUを比較検討することにより、多角的にEU法・規範・制度の分析を行う。

4. 研究成果

(1) 本研究は、EUの規範・制度形成力に関して、法学、経済学、国際政治学からの複眼的な分析を試みたものである。

現在の拡大した(膨張した)EUにおいては、元来が西欧の歴史を共有する限られた国から出発し、発展してきたEU法を新加盟国である東欧諸国へと移植するという課題があり、これまで進めてきた先進欧州から発展途上欧州へという伝授の側面(先進法体系の継受)も、資本主義法系から旧社会主義体制国へという新たな局面を迎える。加盟国間での異なる法文化の相互間での影響、個別国の法のEU体制への転換も、より複雑になっている。

本研究では、EU法圏の形成過程において各加盟国法がどのような影響を与え、また受けたかを検討するとともに、EU外にあって有力な国(スイス)の法、さらには欧州の外にあって、EU法の展開に間接的に影響を受けている国(アジア・太平洋諸国)との比較によって、EU法形成を異なる角度から分析した。

(2) 人の生活、特に家族生活に関して、EU域内における法規範の統合・調和の動きが着実に進行している(家族法のEU統一法ないし標準化)。欧州では、EU支援の下で、家族法の調和・統一に向けた研究者らの努力が続けられており、オランダのエトレヒト大学教授の研究グループを中心として、2002年、2004年、2007年に国際会議が開催されている。契約法・国際取引法の領域での進展ほどではないが、家族法においても、EU標準(ヨーロッパ家族法原則)作成の試みは、離婚、夫婦財産制、親の責任といった個別分野ごとに段階的に進められており、EU構成国のみならず、スイス、ノルウェーらの非構成国にも影響を与えていることが明らかとなった。

ドイツおよび欧州においては、児童虐待への対応が課題として論じられており、関係の

児童保護機関のネットワーク化が進められている。また、欧州各国において新生児の遺棄に対する受け皿として病院・児童養護施設等に設置が進められているベビーボックス（日本では「赤ちゃんポスト」と呼ばれる）の問題は、未だ十分な法的解決をみていないが、欧州諸国の実態についての研究によれば、子どもの生命に対する保護を尊重して、国家による早急な法整備・法的統制を進めることの必要性は明らかである。

女性の生活の安心、安全の面で、ジェンダー問題についての関心も高く、EU諸国では、男女共同参画の進展が重要である。労働、家庭責任、ドメスティック・バイオレンス、女性に不利益をもたらす文化・慣習などさまざまな面においてEU標準の形成が進められている。これはEU加盟国のみならず、非構成国・スイスにおいても、同様の展開がみられる。

(3) 環境問題におけるEU標準の生成状況が明らかとなった。ここでは、EU基準にとどまらず、ユーロ・スタンダードからグローバル・スタンダードへの歩みが着実に進められている。地球温暖化対策、化学物質管理をはじめ、EUの環境法・政策の進展はめざましく、単一欧州議定書の発効(1987年)以来、一貫して重要な政策課題であり、「持続可能な発展」と「環境の質の高いレベルの保全と改善」をめざして、環境保護とその他の政策との統合が要請されている。①予防原則、②未然防止原則、③環境被害の発生源での対応原則、④汚染者負担の原則に従い、第6次環境行動計画に基づく施策が進められている。

もっとも、EUレベルで指令が成立しても、各加盟国で国内法の整備が遅れ、執行が十分に確保されていない場合も少なくない。環境政策の基本的理念・原則を貫徹しようとするEUレベルの政策と、具体化に苦勞する各加盟国・自治体の政策との違いもある。しかし、EUの環境政策は一貫した歩みを続け、環境政策とその他の政策との統合を重視し、情報公開と市民参加を通じてライフ・スタイルや社会構造の変革を進め、ローカルなレベルからグローバルなレベルに至るまで、環境ガバナンスの基本的・横断的枠組みを確立しようとする姿勢が表れている。EU環境法は、国際環境法やEU域外の環境法にも影響を及ぼしている。EU環境法の理念・原則はグローバル・スタンダードとなりつつあり、加盟国以外の欧州、日本を含むアジア諸国にとっても、参考とすべき点が少なくない。

(4) 開発援助・国際通商におけるEU標準の生成については、次の点が明らかとされた。EUの農業生産に関する政策展開について、特に、EUの東方拡大の前後に渡る研究によれば、継続的な技術的革新はあったものの、それに応じた技術的効率性の伸びはみられ

ず、むしろ下がっている。EU農業政策は、技術的効率性をそぐのではなく、資本の供与や技術に応じた効率性を促進するためには、なおそれを実現できるような政策的検討が求められている。遺伝子組み換え商品に関するEUのガバナンスについても、進展がみられた。

(5) また、共通通貨Euroを基盤としたEUの通貨政策・経済政策がEU地域の経済統合に対して、果たしてきた機能を分析し、そこから東アジア地域における共通通貨が可能か、通貨統合をなすべきか、さらには地域統合への示唆を得ることができるか、を研究した。

EU統合は、マイクロ経済資源の配分を貿易と投資の自由化によって、また資本市場の規制緩和によって促進することにより、経済成長をしようというものである。また、通貨統合の元で加盟国の政策を規律するマクロ経済の安定を維持しようとするものである。さらに、EU統合は、国際経済システムにおけるEUのプレゼンスを強化しようとするものである。東アジアにおける経済統合はEUに比してはるかに遅れており、それだけに経済統合によって得るものも多いと思われる。短期間の経済統合は無理であるとしても、グローバル市場経済の発展に応じて、東アジア地域に適合した前進的な統合を追い求めて行くか、EUの長き歩みを分析することから得られるものは多い。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計17件)

- ① 大久保規子、「持続可能な発展と欧州景観条約」、公営企業、査読無、2010年2月号、2010、2-11
- ② 大久保規子、「環境ガバナンスとローカル・ルール」の形成」、都市計画、査読無、59巻1号(293号)、2010、23-28
- ③ 内記香子、「EUとWTOにおける遺伝子組換え産品に関する規制—EUの事前承認制度の特徴とWTO法の展開—」、日本国際経済法学会年報、査読有、18号、2009、145-179
- ④ Tsunehiro Otsuki、「Systematized and Path-Independent Measurement of Biased Technical Change」、Discussion Papers In Economics And Business、査読無、09-11、2009、1-11
- ⑤ 床谷文雄、「養子法」、ジュリスト、査読無、1384号、2009、41-57
- ⑥ 大久保規子、「処分性の拡大論と計画争訟の行方—浜松土地区画整理事業計画大法

廷判決を契機として」、ジュリスト、査読無、1373号、2009、58-64

- ⑦大久保規子、「環境公益訴訟と行政訴訟の原告適格－EU各国における展開－」、阪大法学、査読無、58巻3=4号、2008、103-126
- ⑧床谷文雄、「養子制度の比較法的研究の課題－特集・養子制度の国際比較研究－」、民商法雑誌、査読無、138巻4・5号、2008、407-435
- ⑨大久保規子、「行政事件訴訟法改正・行政不服審査法改正（特集）立法による行政の变革と公法学」、法律時報、査読無、80巻10号、2008、47-53
- ⑩大久保規子、「ドイツにおける環境・法的救済法の成立(2)」、阪大法学、査読無、58巻2号、2008、279-289
- ⑪大久保規子、「自然遺産の保全と管理制度－自然保護法から見た意義と課題（特集）世界自然遺産の課題と今後」、環境と公害、査読無、38巻2号、2008、16-22
- ⑫大久保規子、「ドイツの環境損害法と団体訴訟」、阪大法学、査読無、58巻1号、2008、1-33
- ⑬内記香子『「貿易と環境」問題とレジーム間の相互作用－WTOと国際基準設定機関の関係から－』、国際政治、査読有、153号、2008、106-121
- ⑭Maggie Xiaoyang Chen ; John S. Wilson ; Tsunehiro Otsuki、「Standards and export decisions : Firm-level evidence from developing countries.」、The Journal of International Trade & Economic Development、査読有、No.17(4)、2008、501-523
- ⑮床谷文雄・他4名、「自治体共同参画政策の比較検証（第2報）（2・完）」、国際公共政策研究、査読無、12巻1号、2007、53-74
- ⑯大久保規子、「ドイツにおける環境・法的救済法の成立(1)」、阪大法学、査読無、57巻2号、2007、203-216
- ⑰村上正直、「社会権規約と自由権規約の平等条項の裁判規範性」、ジュリスト平成18年度重要判例解説、査読無、1332号、2007、282-283

[学会発表] (計8件)

- ①床谷文雄、「家族法改正（養子法）」、日本私法学会第73回大会、2009.10.12、成蹊大学
- ②床谷文雄、「日本における生殖補助医療法の現状と課題」、第14回日韓家族法学会福岡大会、2009.6.12、九州大学
- ③栗栖薫子、「人間の安全保障研究と国際関係論－新しいリサーチの地平？」、日本国

際政治学会 2008 年度年次研究大会、2008.10.26、つくば国際会議場

- ④長田真里、「EUにおける国際私法の新展開」、国際法学会、2008.10.12、東京外国語大学
- ⑤栗栖薫子、「国連と人間の安全保障－規範的展開と実践における課題」、国連学会2008年度年次大会、2008.6.1、広島修道大学
- ⑥村上正直、「外からの『国境』の相対化－国際人権諸条約とアメリカ法」、アメリカ学会、2008.6.1、同志社大学
- ⑦栗栖薫子、「人間の安全保障概念の展開と国際公共政策におけるインパクト」、国際シンポジウム、2008.2.11、中之島センター
- ⑧内記香子、「国際関係論と国際法学の対話：リーガライゼーション、遵守、規範の視点から」、日本国際政治学会部会報告、2007.10.27、福岡国際会議場

[図書] (計4件)

- ①床谷文雄・清水節編、『親子の法律相談』、有斐閣、2010、478
- ②Fumio Tokotani、『CHIMBRIDS－Chimeras and Hybrids in Comparative European and International Research』JOCHEN TAUPITZ・MARION WESCHKA Editors、Springer、2009、1039
- ③Fumio Tokotani、「Japanisches Adoptionsrecht und Vorschlag zur Reform」、『Lebendiges Familienrecht』Herausgegeben von Tobias Helms und Jens Martin Zeppernick、Derlag für Stansesamtsweifen、2008、554
- ④Akira Kohsaka、『Emerging Developments in East Asia FTA/EPAs JSPS-NRCT Core University Program Conference 2006.』Shigeyuki Abe and Bhanupong Nidhiprabha, eds、CSEAS Monograph、2007、392

6. 研究組織

(1) 研究代表者

床谷 文雄 (TOKOTANI FUMIO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：00155524

(2) 研究分担者

なし

(3)連携研究者

村上 正直 (MURAKAMI MASANAO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：70190890

大久保 規子 (OKUBO NORIKO)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00261826

長田 真里 (NAGATA MARI)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10314436

内記 香子 (NAIKI YOSHIKO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：90313064

栗栖 薫子 (KURUSU KAORU)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00294968

高阪 章 (KOHSAKA AKIRA)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：00205329

大槻 恒裕 (OTSUKI TSUNEHIRO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：40397633